

福岡県医発第608号(地)

平成17年 6月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



二丈町乳幼児医療費助成制度の拡大について

二丈町では、子育て支援の一環として、平成17年10月1日診療分から、外来時の医療費の助成対象を0歳から小学校就学前（6歳に達する日以降の最初の3月31日まで）まで拡大する旨、二丈町役場より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、この制度の実施方法は、現物支給方式とし、従来の福岡県の制度と同じ取扱いです。

記

※二丈町乳幼児医療費助成制度対象年齢枠拡大の概要

1. 実施時期 平成17年10月1日診療分から
2. 対 象 者 0歳から就学前（6歳に達する日以降の最初の3月31日まで）
3. 助成範囲
保険適用分の入院・外来の医療費（初診料・往診療及び健康保険がきかない費用、入院中の食事代は除く）
4. 実施方法
福岡県乳幼児医療費助成と同じ、現物支給方式。

※問い合わせ先

二丈町役場住民課医療係

TEL 092-325-1111

FAX 092-325-0179

小郡三井医師会より

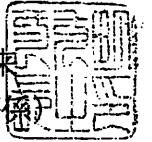
担当理事 友清 明



福岡県医師会

会長 竹嶋 康弘 様

二丈町長 筒井 秀来
(住民課医療係)



二丈町乳幼児医療費助成制度の拡大について（依頼）

時下、貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、二丈町では、乳幼児の健康向上と子育て支援の一環として、本年10月1日診療分から小学校就学前（6歳に達する日以降の最初の3月31日まで）までの外来を対象に町独自で助成を拡大することといたしました。

つきましては、二丈町に住んでおられる乳幼児には、平成17年10月1日からの乳幼児医療証を発行いたしますので、この事業の主旨をご理解のうえ、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。併せまして、会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、この制度の実施方法につきましては現物支給方式とし、従来の県の制度と同じ取り扱いとします。

記

1. 実施時期 平成17年10月1日診療分から
2. 対象者 0歳から就学前（6歳に達する日以降の最初の3月31日まで）
3. 助成の範囲 保険適用分の入院・外来の医療費（初診料・往診療及び健康保険がきかない費用、入院中の食事代は除く）
4. 実施方法 現物支給方式

【問い合わせ先】

二丈町役場住民課医療係

TEL:092-325-1111,FAX:092-325-0179

